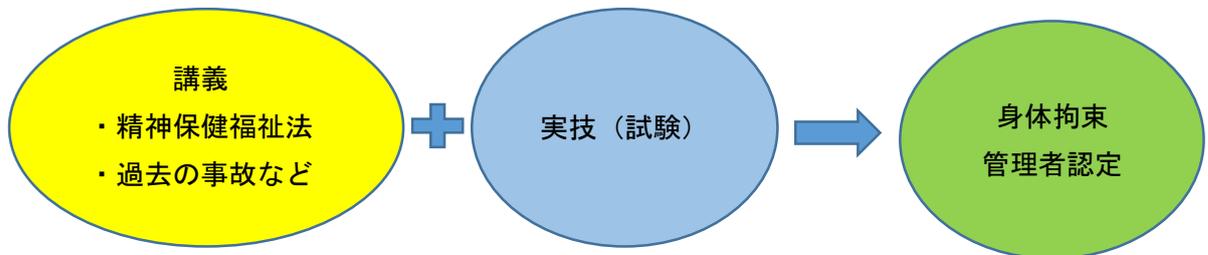


身体拘束管理者制度について

精神科認定看護師 佐藤 亮

精神科では精神保健福祉法のもと、治療の手段としてやむを得ず隔離や身体拘束が行われることがあります。そのような行動の制限をできるだけ最小限にし、早期に解除するために病院として取り組みを行っています。また行動の制限を行なう際には安全に配慮することも大切です。当センターでは身体拘束を行う際に、安全・適切に実施できるように、院内制度として「身体拘束管理者制度」を立ち上げ実施しています。

【身体拘束管理者研修】



- ・研修を受講し実技試験に合格した看護師が身体拘束管理者として認定される
- ・認定は2年毎の更新制

【身体拘束管理者の役割】

- ・身体拘束開始時に安全・確実に実施されているかチェックする
- ・各病棟や院内での身体拘束学習会を開催し指導を行う

平成 25 年度より研修を開始し、現在では約 70 名の看護師が身体拘束管理者の認定を受けています。幸いなことに当センターでは身体拘束中の事故は発生しておりません。今後も行動制限最小化とともに、安全に配慮し安心して治療を受けられるように支援していきます。

